

# 平成22年9月甲良町議会定例会会議録

平成22年9月22日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成21年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成21年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成21年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第10号 平成21年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第12 議案第39号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の廃止につき、議決を求めることについて
- 第13 議案第40号 甲良町特別職の議員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第41号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第42号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第43号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第44号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第45号 町道の認定について  
 第19 議案第46号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第2号）  
 第20 議案第47号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算  
 （第1号）  
 第21 議案第48号 平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 第22 議案第49号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予  
 算（第1号）  
 第23 議案第50号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町  
 防災行政無線通信施設整備業務委託）  
 第24 議員派遣について  
 第25 委員会の閉会中における継続審査および調査について  
 議案第5号 濱野圭市議員の辞職勧告決議（案）について

◎会議に出席した議員（10名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	西澤伸明
10番	藤堂与三郎	11番	山田壽一

◎会議に欠席した議員

6番 宮寄光一

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	総務課長	山本貢造
会計管理者	山本昇	教育次長	金田長和
住民課長	山崎義幸	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	陌間守	健康福祉課参事	中川愛博
総務課参事	陌間忍		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和 書記 宝来正恵

(午前10時14分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年9月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 西澤議員および10番 藤堂与三郎議員を指名いたします。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日は、何かとお忙しいところ9月定例会最終日にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

9月7日に招集いたしました今期定例議会につきましては、一般質問、本会議ならびに付託案件について予算決算常任委員会を開催いただき、慎重にご審議等を賜り、厚く御礼を申し上げます。

次に、本日追加提案をさせていただきます案件1件について、その概要を説明申し上げます。

議案第50号は、甲良町防災行政無線通信施設整備業務について、去る9月16日にプロポーザル方式により提案を受け、委託業者を決定いたしました。その契約の締結につき、議決をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、何とぞよろしくご審議いただき、付託案件ともども適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明とします。

○山田議長 次に、日程第2 認定第1号から日程第11 認定第10号の10議案を一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され審査が行われました。その報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○建部予算決算常任委員会委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託を受けました審査案件についてのご報告を申し上げます。

まず、今回は決算認定でございます。

審査の結果でございますが、認定第1号 平成21年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定についてから、国民健康保険特別会計決算、老人保健医療事業特別会計決算、下水道事業特別会計決算、住宅新築資金等貸付事業決算、

土地取得造成事業特別会計決算、墓地公園事業特別会計決算、介護保険特別会計決算 後期高齢者医療事業特別会計決算および認定第10号 平成21年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定についての10件でございますが、この10件につきまして、すべて認定すべきものと決定をいたしました。

次に、審査の経過の概要でございます。

まず、一般会計の決算でございますが、歳入の部、町税の不納欠損は313万5,560円であるが、理由別明細はとの問いに対しまして、死亡、所在不明、倒産、生活困窮の理由別に各税の欠損額の説明がありました。

共同徴収チームに依頼した対象者の根拠はとの問いに、滞納金額の多いところや徴収困難なところ、および納税相談をしても応じてもらえなかったところをお願いしたとのことでありました。

保育料の未済額が去年の倍近くになっているがとの問いに、経済的に厳しい家庭が多い。外国へ帰国されて徴収不可能の人もいるとのことでありました。

改良住宅使用料の未済額の現状と払い下げについてはどのように対応しているかとの問いに、60件の滞納があり、未納があれば払い下げをしないということと、払い下げ条件については緩和しているがまだ厳しい部分があります。町としての譲渡については具体的に進んでいないとのことでありました。

財産売払収入の未済額85万については、本人死亡のため相続の整理がつかなくなり、納入できなくなり残金が残っているとのことでありました。

次に、歳出の部でございますが、前納奨励金制度によってどれだけ税収がアップしたのかとの質問から始まり、前納報賞金の制度の見直し、すなわち削減や廃止を求める意見がありました。

外出支援事業の状況と愛のりタクシーとの関係の問いがございました。外出支援事業は福祉有償運送で登録された方しか利用できないとのことでありました。

甲良町内で戸籍上の高齢者の生存状況はとの問いに、100歳以上が31人で、年金の不正受給の方はないとのことでありました。

不法投棄監視員はとの問いに、池寺、北落、長寺西、小川原の区長に不法投棄の監視員をお願いしていて、4,000円の4名の12カ月分とのことでありました。

有害鳥獣駆除はとの問いに、カラスは4日間、ニホンジカとイノシシ等については14日間出役しているとのことでありまして、カラスの駆除については近隣の町と一緒にできないかとのことでありました。

子育て支援センターに副所長の設置が望ましいのではないかとこの意見がありました。

図書館の開館が10周年となって記念事業を行ったが、このような行事にはもっと町民に広く伝わるようにとの意見、指摘がございました。

次に、国民健康保険の特別会計の決算でございますが、積立金、繰入金  
が1,330万円と財産に関する調書で1,323万、この開きはとの問い  
には、1,330万を取り崩して、あと、利子の7万円を基金に組み入れた  
ために差し引き1,323万円となったとのことであります。

次に、下の認定第4号に移ります。下水道事業の特別会計決算でございます。

公共下水道事業に国・県から算入分はあるのかとの問いに、1款の国庫支  
出金と一般会計からの繰入金の普通交付税算入分であり、おおむね50%で  
あるとのことであります。

水洗化率はどれぐらいかとの問いに、56%であり、70%を超えている  
集落もあるとのことであります。

町職員等で水洗化していない職員を把握しているかとの問いに、ぜひとも  
調べて推進していきたいとのことであります。

未収金の悪質なものの対策はとの問いには、給水停止や預金を差し押さえる  
など、対処をしっかりと進めていきたいとのことであります。

次に、住宅新築資金等の貸付事業特別会計の決算でございますが、一般会  
計からの繰入金  
が19年から行われているが、償還については計画どおりに  
いっているのか、今後の見通しはどうかとの問いに、計画では平成20年度  
からこの会計から一般会計へ繰り入れの予定で収支改善が図られることにな  
っていたが、経済情勢の悪化により徴収率が落ち込んでおり、数年はずれ込  
む見通しであるとのことであります。

滞納者で全然償還していない人はどれぐらいかとの問いには、500万円  
以上の滞納者が9人いるとのことであります。

土地取得造成事業の特別会計決算につきましては、土地取得会計で持って  
いる土地は51カ所であるが、現在半数弱を処分しているとのことでありま  
した。

以上で、決算認定について予算決算常任委員会の審査の報告を終わります。

○山田議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成21年度一般会計歳入歳出決算について、討

論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

平成21年度の甲良町一般会計の歳入歳出の決算認定について、本年度の決算の審議、吟味などを通じて来年度の予算に活かしていただくことを念頭に私の意見を述べさせていただいて反対討論とするものです。

本年度の決算の最大の特徴は、前山崎町長が11月初旬まで続けた名残を引き継いだ町政であることであります。そして、山崎町長が掲げたふるさと交流村、そして2つの大きな建設、福祉空間の施設、そして呉竹センターの改築工事、ここらに予算の投入が重点的にあり、それぞれの個々の町民の暮らしや農業の直接支援が後掲に追いやられたに状況の中での決算であります。そういうところを見ますと、大変苦しい、その後の4カ月の運営でありました。そのことを私たちはしっかりと見ておく必要がございます。

その上に立って、とりわけ医療と介護、子どもの教育に対する経済的な負担の軽減を重点的に盛り込む必要がありますし、2つ目には同和対策事業、これは法も終了し、実態としても大きな解消に向かっていきます。その中での特別体制の終了を宣言する必要がありますし、町民の合意をとる上でも財政上の運営、また収入の確保の公平さ、これを確立する上でも大事な点であります。そのところに新しい北川町長が踏み込んで、本格的な予算編成に向かわれることを希望して、その点では、21年度一般会計の歳入歳出決算についての認定は反対と意思を表明しまして討論とさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成21年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この国保事業は、甲良町民が5割近く加入をする非常に特徴のある重点的

な事業であります。そして、等しく健康を維持する、そして国民皆保険を現実のものにする、そういう制度の一環であります。そういうところから見ますと、健康を保持する上で国民健康保険料の月々の負担というのは大変な状況になっておりまして、各所得の割合で見ましても1割を超える平均値の分担が出てまいりますし、高額所得者はたしか55万だったと思いますが、55万を超えてその限度以内ということになります。そういう点でも不公平が拡大をしておりますし、現在払うことができない国保の料金が大きな社会問題になっておりますし、甲良町でもさまざまな督促や、それから職員の努力にもかかわらず滞納額が累積をしている状況です。

こういう点では、国保会計の町民への負担の問題は根本的な解決が求められていますし、そして、払えるような状況をつくることと、日常的な健康保持の甲良町独自の課題は、大きな課題として私たちに突きつけられています。そういう意味で、その願いに応える決算にはなっていないということを申し上げて反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成21年度老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

老人保健の医療会計特別会計は終息に向かい、整理をする段階に入っています。そういう点では、整理され、閉鎖をされる状況の会計として認定をするものです。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成21年度下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

認定の4号については、やはり大きな問題になっています同和地区の減免制度、こういう減免制度を用いながらも下水道料金および公共下水道の負担金、これの滞納が累積をして払えるような状況がないこと、また、督促についてもなかなかしづらい状況が出てまいっています。そういう意味でも町民の合意、そして町民の納得する上でも、また、会計上の健全化を図る上でも同和地区減免制度の根本的な見直しが必要であります。

日々の下水道事業はそれぞれの職員の、また関係者の努力で支えられています。そういう意味では、この下水道事業はとりわけ琵琶湖を抱える滋賀県の大きな事業であり、委員会でも指摘をいたしました、県の補助、これをもっともっと増やしてもらおう。今現在わずかであります。ないに等しい補助の状況。この点でも琵琶湖の水質を守る、こういうかけ声だけではなく、予算の措置をとらせる、このことが大事であります。そういう意味では甲良町から発信をしてその方向に向かわせるという世論づくりも大事であります。このことを指摘をし、この会計そのものについては認定できないことを表明して反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成21年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

認定の5号については、滞納額が1億2,000万を超えて一般会計を圧迫し、当初計画をした一般会計への繰り戻し年度、これを見直さねばならない状況まで事態が悪化をしまっていました。そういう意味では、町民の暮らしの困難さを反映していると同時に、道德上の問題も大きなクローズアップであります。そういう点でも、この会計から見ても特別事業の終了と、そして私たちそのものが卒業することを宣言をすることが大事であります。

同和特別事業の公正な見直しの1つとして大きな事業でありますし、このことが完結に向かえば町民の融合や納得も進むものと考えます。そういう意味でもこの筋を示していくことが大事なことを指摘をして、認定できないことを表明して討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成21年度土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

認定第6号については、もともと売払収入の計上そのものが現在残っている残地、私たちは放置土地と呼んでいます、その状況の比較から見ても、また、委員会で明らかになった残土地、これの状況から見ても収入そのものの計上が少な過ぎるというように思います。その上で計上をした収入、見込んだ収入の半分にも満たない収入となり、これの根本的な対策が必要です。その意味でも同和特別事業の公正な見直しの大事な1つでありますし、土地造成取得事業だけではなくて、同和対策事業の一般会計上で保有をした土地の残地分、そして売り払ったにもかかわらず代金が納入されていなかったことが明らかになり、1つ改善をされたことが報告をされましたが、この点でも町当局が公正な見直しに踏み込んで、職員が全体として結束をしていく必

要を指摘をいたしまして、この会計の認定できない表明とさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成21年度墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成21年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

国の介護保険制度が大幅に変更され、その変更する最大の理由が利用者数を減らせる、そして予算を少なくする。つまり財政支出を少なくすることから始まっている改悪の制度であります。そういう意味でも各市町村が持つ特別会計である介護保険、これは収支上非常に困難な状況になっています。その中でのそれぞれの職員の方々の運営については大いに評価をしていきたいというように思います。

最大の理由は介護保険の利用料、そして介護保険料の軽減であります。この介護保険についても滞納額が累積して改善の見通しがなかなか立たない状況に今なっています。そういう意味でもこのところにメスを入れて改善の手

だてを打つ必要があることを申し述べて、認定できない表明とさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成21年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

後期高齢者医療制度については、世論が非常に大きく動いています。これは、民主党が政権につく前には廃止を掲げていました。ところが、政権につく途端、制度の廃止については公約を投げ捨ててしまいました。そして、その上にこの制度の根本的な矛盾は、75歳以上を別の枠に囲い込んで特別の保険料、特別の医療制度で結んでいく。もともと医療が特別に必要な高齢者がそういう自己負担と自己責任を直接強いられる。こういう制度に投げ込まれたのと同じであります。そういう意味でも私は町独自、そして県の連合会が運営をしていますが、その点での軽減策やそれぞれ盛り込まれた内容、限界があります。言われている、民主党がもともと公約をした後期高齢者医療制度を廃止をしてもとに戻し、そして、誰もが納得できる医療制度に進むべきことを指摘をして反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、認定第10号 平成21年度水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

問題点とこれからの課題を指摘をし、会計自体には賛成討論といたします。

それは、水道事業の問題は日々毎日起こる問題でありまして、以前から言っております水道料金の料金体系の低料金利用者への軽減策、そして高齢者および一人世帯ないし少数世帯への軽減策が必要であります。そして、多賀町との今現在給水の協議がされていますが、この点でも、この協議が整えば新しい財源ができて減額できる財源があると言われておりますし、またそういう論議の経過も聞いております。そのことが町民的に成功するように、また納得できる協議が進むことを指摘させていただきまして、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第12 議案第39号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の廃止につき、議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第13 議案第40号 甲良町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といた  
します。  
本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 済みません。間違えました。

○山田議長 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第14 議案第41号 甲良町税条例の一部を改正する条例を  
議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この条例の改正については、文言の整理や、それからたばこの値上げが盛  
り込まれています。同時に住民税の軽減策、本則20%が10%に軽減をさ  
れたことが増税になって20%に戻りましたが、株の取引の優遇措置、これ  
についての本則に戻ることは現在のままであります。今回の改正は10%に  
戻すこと、本則に戻すことと引きかえに新たな小口取引、口座内での株の売  
買にかかわる手数料等の課税については限度額を定めて非課税とするという  
新たな優遇策であります。

投資ができる方々、世帯というのは日常の生活費とは別に投資ができる財  
源が生活費とは別に確保できる世帯であります。そういう意味では余裕のあ  
る世帯、大金持ちとはこの金額では言えませんが、こういうところをまたぞ  
ろ残そうという制度であります。これは国の制度の1つであります、これ  
を条例の中に盛り込むということが入っています。

また、たばこの引き上げについては賛否両論もございます。値上げを契機  
にして禁煙に踏み切ろうという方もおられます。そういう意味では町民の合  
意、また国民の合意がまだそろっていないというように思われます。主に先  
ほど言いましたように、余裕のある世帯への軽減策が新たに導入をされると

いう制度改正ともなるものでありますので、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第15 議案第42号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第16 議案第43号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第17 議案第44号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第18 議案第45号 町道の認定についてを議題といたします。

本案についての討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 町道認定については、一定の条件を満たすものについての認定となります。過去に拡幅工事を、拡幅の買収作業をする段階で民地、町民などの土地を買収したまま、そのまま登記が変わらず、また、元所有者に固定資産税の課税のもと、つまり減賦がされないままで課税をしていたということがありました。こういう作業はもともと基礎的な拡幅工事についての作業でありまして、町道の認定にあたって拡幅をした当初にそういう残務、つまり登記の移転、購入者から町への移転がされて、そして登記の移転がされて元所有者の減賦が正確にされる、そして課税が正確にされることを事務作業としても正確にさせていただくことを指摘をさせていただき、また気をつけていただきたいことを申し上げて認定の討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第19 議案第46号 平成22年度一般会計補正予算(第2

号) について議題といたします。

議案第46号については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○**建部予算決算常任委員会委員長** まず冒頭に、先ほどの決算認定のところ、審査の経過の部分、最後のページを飛ばしましたこととおわび申し上げます。

それでは、ただいまより予算決算常任委員会に付託を受けました議案第46号についての審査報告を申し上げます。

審査の結果でございますが、平成22年度の甲良町一般会計補正予算(第2号)につきましても、原案のとおり可決がされました。

次に、審査の経過の概要でございますが、交流村整備工事につきましても、資料等で詳しい説明がありましたが、その中でなぜ今この販売所を建てるのか、また、1つの棟で建てるとうちも安くつくと思うがとの問いに、せせらぎ直売所、現在雨漏りがするし、床が不安定になってきている。夏場はクーラーもきかないし、生産者や役員の士気も落ちている。このままでは今後の運営に悪影響を及ぼしかねない。また、国の補助金もいただける見通しも立ったので建設に踏み切るとのことでありました。

生産者は町外まで拡大するのかとの問いには、基本的には町内の方が優先となるが、1市4町に限らず協力を求めていくとのことでありました。

子育て環境緊急整備事業補助金は何かとの問いには、各学校・保育所・児童クラブにAEDを設置するための費用であるとのことでありました。

2件の寄付金があるが、寄付者の要望があったのかとの問いには、1件は呉竹の子どもたちの教育振興に充ててほしいとのこと、もう1件は呉竹の地域振興に充ててほしいとのことでありました。

農産物収穫体験観光事業委託は何の収穫か、また、どこに委託するかとの問いには、委託先については現在検討中であり、JR東海の歩行ラリーのときに仮設トイレの設置、またニンジンの収穫体験などの費用に使うとのことでありました。

以上でございます。

○**山田議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

今回の補正予算を見ますと、地方交付税の確定による8,900万円の増から町債の臨時財政対策債の5,900万円の減額を差し引くと3,000万円、これが政策的経費に本町が自由に使える補正の財源だと見ることができます。これは、他の交付金、補助金を除いての説明であります。私は、不況の中、米価の大暴落の中であります。町民の暮らしと営業、命と健康をいかに守るか、重要な課題だと考えます。この時期だからこそそのような家計、農業経営などへの直接支援が望まれていると確信をしています。

今回委員会審議では、提出された内容、資料、質問への回答等を吟味すること、さらに、先ほど言いました予算の重点配分に不十分さを感じ、保留とし、賛成は委員会ではしませんでした。本会議の採決にあたって以下のように吟味、整理いたしました。

1つは、委員会でも申し上げましたが、山崎前町長がつくり出した困難な計画の見直しが中途半端になった批判は否めないと思います。しかし、今回の補正予算の中心点は直売所の設置をスタートさせることにあること、これは委員会でも申し上げましたように、生産者、農業者はもとより、町民の願いに応える上でも成功裏に導く必要があること。

2つ目に、その論議の前提は、町民合意を丁寧に集めること抜きには進まないことでもあります。それは、山崎前町長が生産者も町民も置き去りにして土地を強引に取得をし、7億4,000万円もする豪華な箱物ありきで町民合意を乱暴に傷つけた過去にしっかり向き合うことが大切であり、この事実が甲良町の直売所計画および金屋の土地計画について複雑な陰をつくりました。困難をもたらしていることを議員はとりわけ自覚をする必要があると思いました。

3つ目に、その上で、今回の計画は土地を活かしながら小規模の施設からスタートし、生産意欲と生産体制を徐々に整え加速させるという見通しのものであることで道理にかなっていると思います。

4つ目に、規模の拡大は行政のみの思わくではなく生産者と運営体が状況に適合して主体的に判断していくことが示されていることでもあります。

5つ目に、交流村計画についても、町長は委員会答弁の中で交流村の呼び名もふさわしいかどうかの検討を提起されました。これも大変重要で、大多数の町民の気持ちに合うものだと考えます。

6つ目に、国の補助制度の有効期限にしばられて、甲良町内の実態に合わないような見切り発車を絶対しないことが肝要だと思っています。もしその期限が過ぎる自体になるようなことがあれば、腰を落ちつけた新たな補助制度などを検討しながら次のステップに進むことを強調しておきたいと思いま

す。

なお、そういう事態は単に甲良町のみで解決できる問題だけではなく、経済的な状況も降ってまいります。そういう意味では根本的な問題の除去、改善のための努力が必要だということをつけ足したいと思います。

7つ目に、この直売所活動を成功させるためにも3つの重点を改めて提起をしたいと思います。

その1つは、農業支援を国・県の枠にとらわれず、農業機械の購入補助の拡充をはじめ、直接支援を強化すること。2つ目は、箱物中心の路線を転換することです。3つ目には、町民の結束、合意、納得を妨げている1つに同和特別体制の卒業を果たすこと、この3点を挙げたいと思います。4つ目には、今回の補正予算の中に暮らし、福祉、医療という切実な支援課題が弱いと感じるものの、利権や一部の勢力だけの利益となる項目がないこと、懸案であった直売所事業の堅実な方針が示されたこと、これらが町民とともに前に進むことが、また進めることが私たち議員の役割であると思います。今回は本予算ではなく、補正の限定された範囲内で判断いたしました。

以上の検討結果をふまえて賛成討論とするものであります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第20 議案第47号 平成22年度老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第４７号は可決されました。

次に、日程第２１ 議案第４８号 平成２２年度介護保険特別会計補正予算（第１号）について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険については、決算の本討論で行いましたが、基本的には医療、介護、暮らしの応援は非常に今大事になっています。このことは指摘をいたしますが、補正予算の範囲内ということで限定をして賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４８号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第４８号は可決されました。

次に、日程第２２ 議案第４９号 平成２２年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 ９番 西澤です。

この事業は補正予算であります。もともと制度そのものが非常に差別的、また高齢者の苦痛をもたらす制度であります。そういう点でも制度の改正を求めて反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第４９号は可決されました。

次に、日程第２３ 議案第５０号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第50号 契約の締結につき、議決を求めることについて。

【甲良町防災行政無線通信施設整備業務委託】。

上記の議案を提出する。

平成22年9月22日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、契約の締結について議決を求めることについてご説明申し上げます。

甲良町防災行政無線通信施設整備業務委託について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的 甲良町防災行政無線通信施設整備業務委託。

2、契約の方法 指名提案。

3、契約の金額 1億1,445万円。

4、契約の相手方 住所、大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号。

氏名、パナソニック システムソリューションズジャパン株式会社 関西社 社長 片倉達夫。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

まとめて質問いたします。

1つは、現在アナログで実施をされています機械の耐用年数、そして今後何年間これが使える見通しのものかというところです。

2つ目は、この新しいシステムの導入によって家計の負担がどうなるかというところでもあります。

3つ目は、入札の方法についてであります。このパナソニックの会社に契約が決まりましたが、その経緯についての説明をお願いいたします。

4つ目は、緊急地震速報の連携との関係であります。これは総務省が計画をしていると思いますが、それとの連結がすぐ甲良町でできれば連結が可能なかどうか、そして、その見通しはいつごろになるのかというところであ

ります。

次に、県・国の補助金の制度、補助率の状況がどのようなものかというところであります。

6つ目は、これのタイムスケジュールです。工事期間、完成の状況がいつに設定をされているのかというところであります。

以上、よろしく申し上げます。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、まずは現アナログの耐用等の関係のご質問であります。

現在アナログのシステムでございますけれども、平成9年に設置ということで13年の経過をしております。老朽化が少し進んでおりまして、各課でのノイズ、あるいは集落からの放送ができないことがたびたびということで今回の改修をします。併せてアナログからデジタルへの改修をお願いするものでございます。特に耐用というふうなことでございますけれども、デジタルになりましてからのものにつきましては機器の劣化、あるいはアンテナ等の劣化等々のものが考えられるわけでございますけれども、そこら辺のところはある一定の時期というものは今後業者との打ち合わせの中でまたご報告をさせていただきたい。ただ、10年以上持たせていくという形のものであることだけは当然でございますので、また別な機会に経年の対応についてはお知らせをしたいと思います。

続いて、新しいシステムでの家庭の負担でございます。現契約の中ですべて賄われるということでございまして、1戸1戸の家庭の負担はございません。

また、入札の方法でございますけれども、今回はプロポーザルということで企画提案をしていただくということと、同時に見積書を提出いただいて、プレゼンテーションをしていただきながら審査員方式で採点をし、甲良町の防災行政システムを総合的に考えた場合、また今後の拡張性を考えた場合にどこがいいんだろうかということで各企業の提案を受け決定をいたしましたというものでございます。

続いて、地震情報の関係でございます。今回のデジタル化に伴いまして、J-ALERT、緊急システムの国の方のシステムのものもこの中に組み込んでいくという形で住民の方への安全安心をさらに進めていくということにさせていただくわけですけれども、その生産につきましては、聞いておりますと11月過ぎにというふうなことで生産が間に合ってくるというふうなことでございます。大体そのような形の時期に整備をしたと、連結したと考えまして、今回の導入によりましてうちの受信システムが受信してから約2秒

で各家庭の方に地震情報が伝達されるというふうに聞いております。

続いて、国・県の補助の関係でございます。現在のこのものにつきましては、国庫あるいは県費の補助金はございません。そのかわりということでございますけれども、資金の手当てにつきましては防災基盤整備事業債という起債の発行をさせていただきまして、それも90%の起債対応で、あと財政措置としては交付税で50%が返ってくるという制度でございます。それを採用させていただいて導入をいたすものでございます。

続いて、タイムスケジュールでございます。これから機器の生産に入るといふような形になってまいります。続いて1月から3月の間、各集落の個別受信機の設置ということございまして、3月31日には完了していくということ予定をしているところでございます。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、最初のところでの新しい機器については10年をめぐり、耐用年数の区切りはないにしても10年のめぐりというのは10年商品保証というようになるのでしょうか。それとも10年の耐用年数ということで一応めぐりがついているだけなのか、これが1つですね。

それから、わかりにくかったので確認をしますが、地震速報、J-ALERTの連結が11月過ぎにされるということでしょうか。それとも11月過ぎに生産が間に合って、その後ぐらいになるのか、再度確認をよろしくお願いします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 まずは、J-ALERTの関係でございます。現時点では生産が間に合っていないというふうなことで聞いております。納入がされるような状況になりましたら11月過ぎぐらいになってくるんだらうと思っておりますけれども、そこら辺は少し明確には回答させていただけないということで申しわけないんですけれども、その時期が来ましたら連結を少しでも早くやらせていただきたいと思いますと思っております。

また、耐用の年数ということでございます。しっかりとした耐用年数は聞かせていただいておりますのでございますけれども、大体各行政の方は10年以上使っているというふうなことでございます。

ただ先ほども申しましたように、アンテナあるいは個別受信機等々の経年劣化というふうなことがございます。そこら辺をどういうふうに修繕ということで手直しをしていく、例えば年数を延ばしていくかどうかというのは、そこら辺のこともふまえて今後業者とも調整をしていきたいというふうに思っております。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この防災無線のデジタル化については、耐用年数が老朽化をし、ノイズが多くなっていること、それからスピーカー設備との連結をされていない字や地域があることなどについて緊急性のある、また防災上の連絡が行き届かないという状況があります。その改善をする上では妥当なところだと考えます。

同時に、この契約金額の1億1,000万弱、この金額は90%の起債の対応で1割の町財政の持ち出しになります。同時に、この起債の分は50%交付税算入がされるという点では5割、約4割の補助の後年度の負担に、補助になってくるとい点では軽減をされるものの、今の、私、以前も申し上げました暮らしや農業、それから子育て、教育などに直接支援をしていく予算に重点的に配分をしていく上でも、この基盤整備起債が一般会計を圧迫をしていくことが考えられます。そういう点では効率的な運営、また収入の確保も新たに考えていかねばなりません。

そういう点を総合しますと、この防災無線の今現在でのデジタル化、これに踏み切らざるを得ないと判断された行政の点は容認をしたいと思いますし、また、この家計の負担がないという点では前進をするものだと思いますので、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第24 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第25 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文章のとおり、閉会中における継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

(「議長、動議」の声あり)

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

濱野圭市議員の辞職勧告決議(案)を提出いたします。

○山田議長 ただいま西澤議員の方から、濱野圭市議員の辞職勧告決議(案)。提出者が西澤議員、賛成者が建部議員、そして藤堂一彦議員、2名ということで、動議は成立いたしました。

この議案を日程に追加をすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

賛成多数であります。

よって、この議案を追加日程1に追加いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この議題に入る前に、議事進行上の提案をいたします。

地方自治法の除斥の規定では、この議案が審議されるときから適用されて濱野議員は除斥となります。しかし、濱野議員の公式の場での反論や、それから弁明、これは聞きたいと思いますので、質疑、討論まで参加をし、採決には加わらない、もちろんそうでありますが、その措置をとられるように、濱野議員への反論、弁明の機会を与えていただきますようお願いいたします。

○山田議長 ただいまの西澤議員の動議につきまして、濱野議員の退席の前に

質疑、討論、そして濱野議員の弁明までを行いたいということでございますけども、結果を報告いたしました後に濱野議員に意見をお聞きしようと思っておりますので、それでよろしいですか。

西澤議員。

○西澤議員 私の提案、それから補足しながら私の説明文も配っています。これに対しての濱野議員がどう思うかについて弁明をしていただく、ないしは反論もございましょう、そういう場をつくった上で除斥というようにしていただいて結構だと思います。私、最初に質疑、討論までと言いましたが、その濱野議員の弁明、反論を聞いた上で除斥というようにしていただくことを、議事進行を提案いたします。

○山田議長 ただいまの西澤議員のご意見につきまして、お諮りいたします。西澤議員の発言のとおり議事進行をさせていただいてよろしいか、お諮りいたします。

西澤議員のとおり進行して異議のある方はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしということで、西澤議員の発言のとおり進行させていただきます。

それでは、西澤議員の提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

提案の説明をいたします前に、2枚目に配られています、後ろに六法全書の写しがしているページであります。私の意見を述べますというところから始まるペーパーであります。中ほどの下のところ、後ろのところですが、3の5行目です。「入札指名業者に加え」となっていますが、訂正をお願いします。「入札指名業者に加わり」です。ミスプリントですのでご訂正よろしく願いいたします。

それでは、発議第5号を読み上げて提案させていただきます。

濱野圭市議員の辞職勧告決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年9月22日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂一彦。

濱野圭市議員の辞職勧告決議(案)を読ませていただきます。

本議会が設置した官製談合疑惑調査特別委員会において、同委員会に付託された事案を調査する中で株式会社浜野工務店が建設業法に違反する行為が明らかになった。昨年7月、地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事（以下「福祉空間工事」と言う）を落札・受注し、建設業法の規定にある特定建設業許可を受けることなく4,500万円の限度を超える下請契約を行っていたものであり、県から7日間の営業停止処分と6カ月の指名停止処分を受け、町からも6カ月の指名停止処分を受けた。

これは、落札・受注した際には、福祉空間工事の予定価格が約1億7,000万円の工事であるゆえ、自社工事能力をほとんど有しない株式会社浜野工務店にとっては、法律で定める限度額を超えることは容易に予測がついたはずである。現に、昨年はもとより、毎年5月1日付で指名登録業者に通知される「甲良町建設工事指名基準」と題する書面には、「特定建設業許可と一般建設業許可の法的区分および「規定に違反した請負業者は、営業（指名）停止を命ずる。」と明記されており、「知らなかった」では済まされない。

もちろん行政の担当責任者が肝心かなめの建設業法を無視して株式会社浜野工務店を指名業者に選定した過失が責めを負うことは言うまでもない。

しかし、行政責任とは別問題として株式会社浜野工務店の実質的経営者は濱野圭市氏であり、建設業を営む者が基本中の基本としなければならない建設業法の規定に違反した行為は重大と言わねばならない。

さらに、官製談合疑惑絡みの恐喝未遂事件の公判で、今回の件で株式会社浜野工務店が建設業法違反になることはわかっていたとしながら町の責任であるかのような証言を行っており、より悪質と言わねばならない。

また、地方自治法92条の2の当該自治体と請負業務を行う者は議員になれないとする兼業禁止の精神に抵触するおそれが指摘されている。これは昨年の入札当時から濱野議員が入札行為に直接参加していること、また、談合疑惑絡みの恐喝未遂事件でも濱野議員自身の言動が実質的な経営者であるとしてあらわれていることでも重大な意味を持つと指摘せざるを得ない。

さらに、以上の行為に対して、幾度も機会がありながら反省の態度が見られない。

以上のかかる事実は有権者の付託に応じて町民と町全体の発展に寄与する議員の任務および社会規範の尊重という議員の品位と両立しないものと言わざるを得ず、みずから潔く議員を辞職し、責任をとるべきと考える。

よって、本会は濱野圭市議員に辞職勧告を行うものである。

以上、決議する。

平成22年9月22日。

甲良町議会。

続いて、私の意見であります。決議案で述べられている趣旨を補足しながら私の意見を述べます。

1つ、建設業法違反で処分を受けた法人としての株式会社浜野工務店と濱野圭市氏との関係についてですが、私は法人が責任を問われて議員には関係がないでは済まされないと確信しています。それは、次の理由からであります。

1つに、濱野議員が町議会議員に立候補する直前までは、設立から浜野工務店の代表者であったことです。2つ目は、現在代表者が濱野議員の配偶者であり、濱野議員の会社経営上の意思にも法人の資金、財力にも多大な影響を与えているということが否定できないことでもあります。3つ目に、恐喝未遂事件の事態がすべて明らかになったわけではありませんが、濱野議員は官製談合疑惑をネタにした恐喝の対象である株式会社浜野工務店の代表者として終始一貫対応されています。つまり、恐喝への対応は一社員では回答できないなどの場面が若干あるようですが、代表者の濱野詳子氏は一切対応せず、濱野議員のみが対応しています。さらに恐喝未遂事件の公判で、実質的な経営者と指摘され、みずからも検事調書でそのように自称していることが判明しています。

以上の理由から、地方自治法92条の2にある「取締役、もしくはこれに準ずべき者」に当たると強く思料することです。

2つ目に、上記との関連で、建設業法違反は法人の違反であるとともに、その法人の実質的経営者である濱野圭市議員の違反行為であることは明らかです。

3つ目に、官製談合疑惑については、調査過程です。しかし、その中でも歴然とした事実が指摘できます。1つは、濱野議員が直接関係する浜野工務店が落札したこと、2つ目に、落札額が最低制限価格とびったり一致し、公表予定価格に非公開である40万を加えた額の85%であったこと、3つ目に、従来指名に選定されない浜野工務店がAランクに加えられたこと、4つ目に、建設業法違反となることが予測できたにもかかわらず入札指名業者に加わり、現実に建設業法違反を犯したことです。この4点はどれも否定できない事実として浮上しており、刑事責任の誰が本命に最低制限価格をもらしたかという情報経路の特定とは別に、官製談合疑惑、入札事務を歪めた経緯の中心問題であると考えます。この4点とも濱野圭市議員がかかわっています。

4つ目に、結論として、議員の資格を失う要件は、法律の定めている以外はありません。みずからの出処進退はみずからが決定するものとなっています。今回、私ども賛成者も含めて基本的な考え方は、議員のあるべき姿、議

員のあるべき筋を議会が示す必要があると深く考え提出したものです。ですから、議員同士間の意見の違いや、まして思想の違い等を問題にしているわけではありません。今回の辞職勧告決議は、法律違反を犯した者が町民の模範となるべき議員として座っていていいのか、何の責任も負わなくていいのかと問われている重要な議会からの提起になると考えます。

以上、私、西澤としての意見を述べて提案説明といたします。議員諸氏の皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○山田議長 西澤議員の提案説明が終わりましたので、ここで濱野議員にただいまの提案説明に対してご意見がありましたら発言を認めます。

濱野議員、ご意見ございますか。

濱野議員。

○濱野議員 1番 濱野です。

ただいまこのような決議案が提出されて、本当にびっくりをしているところでございます。いろいろと百条委員会等々でいろんな問題になっていることは承知をいたしております。

まず建設業法違反に、私どもにつきましては昨年の4月に格付審査会が行われまして、また、5月1日にいろいろな諸規程が変わったというようなことで、また6月の終わりに今回の工事に対する入札審査会が行われ、いろんな附属資料等々もいっぱい資料として備えられた上で審査会のメンバーがいろんな角度でしっかりと、公正・公平に審査をしていただいて、私ども、地元業者ということで指名に入れていただいたというような経緯を聞いております。

そういった中で私ども、私の会社なんですけれども、指名に入れていただいたということに対して本当にありがたくは思っておりました。しかしながら、建設業法違反に違反するというような思いは全くそのときは持ってございませんでした。当然のことながらその辺も町サイドでしっかりと調査をしながら私どもを指名に入れていただいたというふうに私は認識をいたしておりました。

当然のことながら、建築工事、請負額の70%ぐらいは逐条解説等々にも載ってございますけれども、70%ぐらいは外注費になるというのは通常でございます。そういったところから見ても当然のことながら1億を超える工事になりますと4,500万は超えるのは間違いないところでございます。過去にも私ども、いろいろな入札にも、町でも入れていただいておりました。7,000万、9,000万というような工事にも、私ども、今と全く同じ条件で指名に入れていただいたことを何回か覚えてございます。

しかし、そういったところで、万一私どもがそれを落札をしていたら建設業法違反だったのかなという、今から思うと大変背筋がぞっとするような思いをいたしております。何らかの行政の方の指名をしていただいた側の裁量が当然のことながらあるという大前提で指名をしていただいたというふうに私どもは認識をしております。

しかしながら、全く何もなかったというようなことで、違反だと言われれば当然数字から法律的なことを考えると違反には間違いございません。というようなところで、本当に私ども、県の方からも町の方からも、いろんな営業停止とか指名停止とかいうペナルティーは今現在既に受けております。そういった部分で何も裁量がないということが私どもはわからなかったということが大変残念でなりませんけれども、しかしながら、何もしなければ違反していることには間違いのないわけなんです。

ただ、私ども、町だけじゃなしに県の入札も入ってございます。当然のことながら指名をいただくときにはこういう条件の会社、あなたのところはこういう条件に見合っているから指名に入れますよという通知をいただいております。当然のことながら一般建設業、特定建設業、この物件に対しては特定建設業でないと入札に入れませんよとか、当然のことながらすべてそういうような通知はいただいております。町の方に対しましても、当然のことながらそういう通知もいただければ、そういう内容、ただ電話だけで函面をとりなさい、指名に入りましたよというような、いついつから入札がありますよというような形で入札に参加をさせていただいて落札をさせていただいたということで、本当に何らかの裁量が、県の方にも聞きましたけれども、あるはずやろう、なければ指名に入れる方がおかしいやろうというような見解も示しておられました。

しかしながら、新聞等々で報道もされるというようなところから調べざるを得ないというようなことで、県の方も一応調べには来ていただきまして、そういった中で本当に首をかしげておられる場面が往々にしてございました。私どもも当然、悪いことをしたらペナルティーを食らうというのは当然のことです、これは。本当に間違ったことをしたという、工事をやっている間はそんな認識は全く私どもはありませんでした。当然のことながら、入札で落札をさせていただいて、契約議決ということで議会の承認も、皆さん今ここにおられる議員の皆様全員、満場一致で、西澤議員以外は全部賛成で承認をしていただいた経緯も私は覚えております。何らそのときに建設業法違反のいことも、これやったら、これだけの金額やったらこうなるんだというような意見も何もなかったように思っております。私どもも終わるまで疑いをすることは全くなかったです。

それと、建設業法というのは、要はお施主さんを守る、ある一定の法律であるんだというふうに私は思っております。大きな工事になると、大型工事になると技術力、資本金がなければある一定の品質、精度等々も考えるといいものがないよというようなことで技術者も建築士が何人いなければだめやとか、1級建築士が常駐しなければだめだとか、いろんな規制があります。また、下請さんにもしっかりと支払いができてあるかというような資金的なこと兼備えて特定建設業を持った方でないだめだというような法律になってあるかというふうに思います。

しかしながら、私ども、今の福祉センターの工事をさせていただきましたけど、そういった観点から見ますと、何ら技術的に、また下請さんに何か迷惑をかけたかという一切、町のサイドに対してもそういう技術的な、資金的なことに、いろんな現場を最後まで仕上げるまでに、お施主さんである町に対して何ら損害は与えたようには思っておりません。

そういった思いはありますけれども、それが、何もかもが終わってお認めもいただいて、引き渡しも終わって、半年後に、じゃ、こうやったやんかと、あなたのところはだめやったやんか、ペナルティーやというようなことでこのように会社がペナルティーを食らったり、私は一社員でございますし、議員という立場で、このような議員勧告というようなことを提出をされましたけれども、本当に残念でなりません。

けど、悪いことをしたのにはしっかりとそれに反省すべきは反省すべきですので、やっぱり今後このようなことが起こらないように業者の方も気をつけなければならない。また、行政側もしっかり対応するというような、県なら県に準ずるのなら、県のやり方にほとんど合わせていただいたらどうかなと私は思います。今のままではとてもじゃないけども、指名に入れられて、このようなことで違反だ、これは大変なことですよ、会社自体。愚痴になるかもわかりませんが、すごいペナルティーをうちの会社は、それは悪いことをしたんやから当然やと、おっしゃるのはそうかもわかりませんが、本当にいろんな角度で大変弱っているところでございます。

現実的には、違反をしたことに対しては謝罪もいたします。けれど、結局あくまで公共工事でこのような事態が起きたということは、業者だけの責任でもない。ほんまにこれ、行政とも、業者も当然のことですよ、まず指名に入れる段階からしっかりと審査をしていただきたい。県あたりやったら、まずとりあえずそんな物件やったら指名に、土俵に乗せる事態がないわけですよ。それを乗せていただいて、じゃ、違反だ、ペナルティーだ、指名停止だ。本当に私どもこの半年間、県やら各町にもいろんな指名願ひも出していますけれども、半年間ペナルティーを食らっています。結局その間、仕事

が全然なくなってしまうわけです。公共工事でそのような目に遭うわけです。

そんなことって業者からとってみたら、本当に、逆にあなたのところはこれだけの仕事には絶対だめですよという見解をしっかりとしていただかないと、私どもは、いろいろな人の目をくぐって、いろいろな人に検討していただいて、あなたのところなら間違いありませんよというて指名に入れていただいたわけです。それで、入札に参加させていただいた。それで、仕事も何ら何も迷惑もかけず、きちっと引き渡しもやった。今になって違反だ、町の裁量は何もなかった。ペナルティーだ、指名停止だ。議員までの、私は一社員ですけれども、議員やめろとか、ちょっと。

悪いことをしたのには反省はしています。けど、ほかの議員さんも考えていただきたいんですけど、逆に自分がその立場やったらどう思ってくれます。私は残念でなりませんわ。私どもの会社は、次から甲良町の指名には、一切入らんとこうと思っています。こんな建設業をしていたら、建設業とか、そういう請負とかの仕事をしていたら、議員になるなというようなことなんです。それならそれで、そういうような条例とか何かを決めていただいた方が私はいんじゃないかなと思いますわ。こんな入札のことで、入札のことなんか疑いかけたら全然切りがない話なんです。今の基準でも、中央工事のモデルの形式に当てはめると、建築工事なんてほとんど85%になるんですわ。今、過去ずっと、5つ、6つ、建築の現場へ出ていますけど、全部85%から85.12%の間で全部落札がされているわけですね。結局それを、やれ、談合だ、官製談合だというようなことで、疑いかけたら入札のことなんか切りがないですわ。

じゃ、何も騒ぎ立てない一般の入札は今までどうやってん。今、北川町長になってから二十何ぼ入札が出ていますけれども、建築以外はほとんどが95%を超えています。ひどい入札なんかやったら99.12%ですよ。これが24者の入札の中で4者辞退で、あと残りの0.88%の中に十何者がいるような入札もあるんですよ。それも入札なんですわ。とりあえず入札というようなことは誤解を招きやすい。100%談合していないか、100%しているか、絶対結論の出る話じゃないんです。

本当に県のマニュアルにのっとなって、行政の方もいろんな立場立場で、一々入札があって、こんなポジションの人が責任をとってやめたりとか、そんなんやったら、そんなポジションにいてる人はなかなか大変だと思います。しっかりと県の指導も仰いで、県の入札のやり方をしっかりと、全く同じというわけにはいかんかわかりませんが、地元業者育成も若干含めながら、そういうような形でやられることを私は強く望むわけです。

たまたま私がこうやって議員をしているからこのようなことになる。建

設業をしていたら議員になったらあかんのかというようなことが第一前提にあります。疑いかけたら切りがない話ですわ。私もいろんな入札は経験しましたけれども、今までの流れの入札も全部内容は知っています。だから、このようなことになって、ペナルティーを当然のことながら受けております。法律的に違反をしたということに対しては会社としても厳粛に受けとめておりますし、またペナルティーも食らっております。けど、こんなことが公共工事で起こり得るということは、まず信じられない話であって、何百人の目が、いろんな人の目が承認をしていただいて1つのものができ上がったわけです。それが結局法律違反をしたというような結末を迎えるというようなことは、私は本当に残念でなりません。次回から私どもの会社は、この金額に、ちょっと危険やなというような入札には辞退をさせていただこうというようなことで会社の方でも方針を決めさせていただいたところです。

ただ、過去にもいろいろと議員さんの中で建設業を営んではる方が沢山いると思いますわ。私らはそれが仕事でやっているんですので、何も、何ら間違ったことさえなければ、どんどん町の仕事もさせていただきたい、イコール、うちならうちが仕事をすることによって地元の近隣の下請さん等の仕事等々もいろんな形で増えるわけですので、地元の経済の活性化という部分で考えてみると、とりあえずできるだけ地元の業者が仕事をとって地元の仕事に流すというようなことが地域の流動性、お金の流動性を高めるという部分では、大変厳しい経済状況の甲良町ですのでそんなことが本当に重要やと思いますので、できるだけ地元業者の育成も含めて、こういった間違いが二度と起こらないように業者の方も気をつけなあかんけれども、行政の方もしっかりとした対応を私はさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○山田議長　それでは、先ほど西澤議員の提案説明に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

木村議員。

○木村議員　3番　木村です。

西澤議員の私の意見を述べますという部分の1番ですね。11行目の「さらに恐喝未遂事件云々」という一文があるんですが、それがいわゆる、ことが判明しているというふうに書かれておるんですが、そのことをもう一度お聞きしたいというふうに思うので、ちょっとその部分の説明をお願いしたいと思います。

○山田議長　西澤議員。

○西澤議員　今の木村議員の質問にお答えします。

きのう、大津地裁で公判がありました。主尋問、検察側の尋問、そして弁

護側の反対尋問の中で、玉木弁護士が検事調書の部分を引用しながら、みずから調書の中で「実質的な経営者と、私が」ということで濱野議員が言われていることを取り上げて質問をされました。このことについて確認をし、私はこの文言に加えたものであります。

同時に、私は今、濱野議員の説明を聞いていまして、経済人、建設業者としての意識が十分にごさいます。だからこそやめよというのかというのは、そのとおりです。議員としてやめれば誤解もなくなる。そして、町民の皆さんの誤解もなくなるという点でこの決議案を出していることを十分承知いただきたいというように思います。

以上です。

○山田議長 木村議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようでしたら、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

西澤議員の濱野議員の辞職勧告決議（案）について反対意見を述べたいと思います。

まず、4点ほどあるんですけど、私も同じ建設業者を営む者として、また濱野議員と同じ立場で、私も2年半前ぐらいに初めて議会に出てきました。そのときに私も代表者を妻にかわってきたわけです。だから、この問題は一議員としてだけでなしに、やはり私も建設業を営む者として当然おかしい辞職勧告決議（案）としての、ここで反対意見を述べさせていただきます。

まず第1は、濱野議員は浜野工務店の代表ではない。これは、選挙の前に私と同じように代表者をかわっています、はっきりと。それは調べてもらったらはっきりわかるんですね。

第2に、県や町より指名停止処分を受けているわけですね。それを受けているのは浜野工務店であって、濱野議員は浜野工務店の一職員で、一社員でありますね、社員でありますね。それなのに辞職勧告決議（案）を出すのは、これは筋違いだと私は思っています。

第3点、下之郷工事については、9月の一般質問で明らかになったように、そのときの町の管理職でありました主監クラスの6人のうち5人は、公正・公明な審査会を開いてしたと、はっきりここで証言しているんです。だから、そういうことを、町の責任を追及しないで、明らかになっているにもかかわらず町の責任を追及しないで浜野工務店のことも関係なしに、濱野議員一個

人を攻撃するという事は、これは個人攻撃だと私は思っています。だから、その点に対しても反対の動議ですね。

そして、4点目は、なぜ西澤議員はこういうように辞職勧告決議（案）を出すのなら、この前明らかになったように町の責任、町長を含めて町の責任を明確にするようになぜ追及しないのか。こういう疑問を私は持っていますので、この辞職勧告決議（案）には反対の意見とします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、ここで討論を終わります。

地方自治法第117条の規定によって濱野議員の退場を求めます。

（濱野議員 退場）

○山田議長 追加日程第1を採決いたします。

お諮りいたします。

西澤議員の発議に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、西澤議員の発議は可決されました。

濱野議員の入場を許します。

（濱野議員 入場）

○山田議長 ただいま濱野議員が入場されました。

ご報告申し上げます。

西澤議員の動議は、起立多数によって可決されましたことを報告いたします。

ここで、濱野議員からただいまの報告に対してご意見がありましたら発言を許可いたします。

濱野議員。

○濱野議員 1番 濱野です。

ただいま報告を受けまして、ほんとうに真摯に受けとめなければならないところは受けとめます。

しかしながら、私ども、建設業をやっております。この職業自体は変わるわけもございません。そういったところで、そういう職業を含めて、また議員という立場も含めて、今後本当にこのようなことが二度と起こらないように、また地元の、特に甲良町は建設業の多い地域でございます。そういった部分にもしっかりと今後力を注いでいきたいというふうに考えております。

しかしながら、今このように皆様が決議をいただいたことに対しては真摯

に、また反省もしたいというふうに考えています。

○山田議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

北川町長。

○北川町長 長時間にわたりまして大変皆さんご苦労さんでございました。

今月の7日に開会をいたしました9月定例会、本日最終日を迎えました。平成21年度の予算を執行した結果、議員の皆さんそれぞれの立場でその予算が適正に使われているかということに対して真剣に審議をしていただきました。いろんなご指摘もいただきました。去年は特に、21年度、大きな事業もございました。事業の中身について、いろんな私どもも行政として反省材料になるようなご意見もいただきました。そういうことをしっかりと受けとめて、今後の行政運営に活かしていきたい、このような思いをしております。

これから先、秋も徐々に深まってまいります。一段と昼と夜の温度差も出てこようと思います。そういう中で議員各位におかれましてもいろんな立場でいろんなイベント、催し物にもご参加をいただくというようなこともございます。体調をしっかりと整えていただいて、今後とも議員活動にしっかりと頑張っていたら大変ありがたいなと、このような思いをしております。

長い間の本会議、大変ご苦労さんでございました。

○山田議長 それでは、これをもって、平成22年9月甲良町議会定例会を閉会いたします。

(午後 0時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 藤 堂 与三郎